平成２２年（フ）第２７６号
福島市蓬莱町２丁目３番２－８号
債務者　円谷カヨ子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢2633番地１
債務者　小林　昭夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第２７号
栃木県芳賀郡芳賀町大字芳志戸2623番地２
債務者　髙橋　芳邦
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第９８２号
千葉市稲毛区六方町124番地１　ハイツコジマ102号
債務者　橋本　敏夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８６号
千葉県八千代市大和田新田465番地７　グランドゥール八千代203号
債務者　市原　一樹
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４７号
千葉県八千代市高津480番地５
債務者　後藤　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５３号
千葉県船橋市習志野２丁目７番19号　サンビレッジ習志野Ｂ棟102号
債務者　新保　智文
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７３号
千葉市緑区誉田町３丁目１番地２ウィンベルコーラス誉田315号
債務者　中村　道子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０２号
千葉県船橋市丸山２丁目52番13号
債務者　佐藤　定夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０３号
千葉県船橋市丸山２丁目52番13号
債務者　佐藤三千代
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１４号
千葉県市原市上高根1321番地の86
債務者　赤坂　義彦
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２８号
千葉県八千代市大和田新田460―145―203、住民票上の住所千葉県八千代市大和田新田747番地１　２番館1201号
債務者　鈴木祐美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２号
富山県黒部市三日市2763番地６　下田アパート８号、旧住所富山県黒部市天神新404－３ハイツ中尾201号
債務者　竹田　剛正
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第３３号
富山県黒部市池尻1174番地１
債務者　山﨑　まる
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第５０３号
石川県白山市番匠町261番地５　リザウンド101号
債務者　花澤　俊勝
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５０４号
石川県白山市番匠町261番地５　リザウンド101号
債務者　花澤由香里
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６０２号
岐阜県本巣郡北方町高屋太子２丁目65番地
債務者　岡田　律子（旧姓片浦）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所